

## 山形県立新庄南高等学校 生成A I の利用に関するガイドライン

### 【生成AIについて】

- ・生成AIは急速に普及し、文章だけでなく動画像や音声等、異なる種類の情報をまとめて扱えるようになり、人間の反応と遜色ないスピードで応答ができるようになっている。
- ・学校現場においても、汎用的なサービスが利用可能なだけでなく、標準仕様のブラウザや学習支援ソフトウェア等にも組み込まれ、利活用の幅が広がりつつある。
- ・誤った出力（ハルシネーション）を完全に防ぐことは難しいとされているほか、学習過程・出力過程の信頼性・透明性への懸念、大量のデータに潜む偏見や差別等のバイアスをそのまま再生成することなど、様々なリスクも指摘されている。一方で、これらのリスクを軽減する技術等も進展している。

### 【生徒が利活用する際の留意点】

#### ①安全性を考慮した適正利用

- ・生成AI利活用の前提条件：校長と担当教師が年齢制限や利用規約を確認し、リスクが許容できることを確認する。
- ・生成AI利活用における教師の責任：教師は約款・条件を遵守させ、必要に応じて保護者の理解を得た上で指導監督を行う。
- ・生成AI利活用における児童生徒の責任：教師の意図しない形で生成AIサービスを利用しない。

#### ②情報セキュリティの確保

- ・セキュリティポリシーの遵守：教育委員会が示す教育情報セキュリティポリシーや実施手順、及びそれに基づく教育情報セキュリティ管理者の指示等を遵守する。
- ・生成AIの利用：入力した情報を学習させない設定（オプトアウト）が可能な生成AIサービスについては、機械学習を許容しない設定を講じた上で生成AIを利活用することや、プロンプトからは学習を行わない生成AIサービスを選択することを推奨する。

#### ③個人情報やプライバシー、著作権の保護

- ・生成AIの利用における個人情報：児童生徒が生成AIを利用する際、氏名や写真などの個人情報をプロンプトに入力させない。
- ・著作権法第35条の適用：教師・児童生徒が授業で作成・利用する生成AI生成物は、既存の著作物と同一・類似でも、授業目的であれば著作権者の許諾なく利用可能。
- ・著作権法第35条の適用範囲：生成AI生成物を授業目的の範囲を超えて利用する場合は、著作権法第35条は適用されず、著作権侵害となる可能性がある。

#### ④公平性の確保

- ・教師の役割：教師は生成AIの出力を教育目的に適しているか判断する必要がある。
- ・生徒への指導：生徒は生成AIの出力にバイアスが含まれる可能性があることを理解し、正確性・事実関係を確認する必要がある。
- ・生成AIの活用：生成AIは教材として活用できるが、教師の指導と生徒の判断が重要である。

#### ⑤透明性の確保、関係者への説明責任

- ・教師の役割：教師は生成AIの特徴を理解し、児童生徒が生成AIを適切に利活用しているかを確認する必要がある。また、生成AIの出力を引用する場合は出典・引用として明記させる。
- ・生成AI利用時の情報提供：保護者に対して生成AIの利活用目的や態様等の情報を提供し、児童生徒が学校外で生成AIを不適切に利活用しないよう周知徹底する。
- ・生成AIの引用方法：生成AIを用いた場合は、サービス名、入力プロンプト、利用日付などを明示するなど、文献やインターネットからの引用と同様のルールを設定する。

## 【学習場面において利活用が考えられる例、不適切と考えられる例】

(利活用が考えられる例)

- ・生成AIの誤った出力を教材に、その性質や限界を理解する
- ・生成AIを巡る議論の素材として活用し、児童生徒が主体的に考え、議論する
- ・グループの意見をまとめる、アイデア出しの活動の途中段階で活用し、議論を深める
- ・英会話の相手として活用し、自然な英語表現を学ぶ
- ・外国人児童生徒等の日本語学習や学習場面での補助に活用する
- ・生成AIの利活用方法を学ぶため、自ら作成した文章を「たたき台」として、推敲し、より良い文章に修正する
- ・プログラミングの授業において、児童生徒のアイデアを実現するプログラム制作に活用する
- ・生成AIを活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する
- ・教科書等の内容を児童生徒それぞれの進度に合わせて理解するために、解説やイメージを出力し、深い理解を促す

(不適切と考えられる例)

- ・情報モラルや情報活用能力が十分に育っていない段階で、生成AIを自由に使用させる
- ・コンクール作品やレポート、論文などに生成AIの生成物をそのまま提出させる（コンクールへの応募を推奨する場合は、応募要項に基づいた指導が必要）
- ・詩や俳句の創作、音楽や美術などの表現・鑑賞など、感性や独創性を発揮させたい場面や、初発の感想を求める場面で安易に使用させる
- ・テーマに基づいて調べる場面などで、教科書などの質の担保された教材を使用する前に安易に使用させる
- ・教師が正確な知識に基づいてコメントや評価を行うべき場面で、教師の代わりに生成AIの出力のみに頼る
- ・定期考査や小テストなどで使用させる（学習の進捗や成果を把握・評価するという目的に合致しない。CBTで行う場合も、フィルタリングなどで生成AIが使用できない状態にする必要がある）
- ・児童生徒の学習評価を、教師の判断なしに生成AIの出力のみで行う
- ・教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、生成AIに相談させる

## 【学校現場において押さえておくポイント】

### ①安全性を考慮した適正利用

- ・人間中心の原則：生成AIの利用は人間中心の原則に基づき、関係法令を遵守した範囲で行う。
- ・適正な利活用：開発者や提供者の想定する範囲内での生成AIサービスの利活用が必要。
- ・利用規約の遵守：最新の利用規約（年齢制限、保護者の同意、生成物のライセンスなど）を確認し遵守する。

### ②情報セキュリティの確保

- ・情報セキュリティの重要性：学校現場で生成AIを安全に利用するには、情報セキュリティの確保が重要。
- ・ガイドラインの遵守：文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、教育委員会は学校現場の実態に即した教育情報セキュリティポリシーを策定・見直しし、教育委員会・学校現場はそれを遵守する必要がある。

### ③個人情報やプライバシー、著作権の保護

- ・情報セキュリティ：学校現場では、個人情報保護法等の関係法令等を遵守し、プライバシーを尊重し個人の権利利益を保護する必要がある。
- ・生成AIと著作権：生成AIサービスの利用時には、他人の著作権を侵害しないように、生成AIと著作権制度について正しく理解する必要がある。

### ④公平性の確保

- ・バイアスの可能性：生成AIは、学習データ、プロンプト、外部サービスに存在するバイアスを反映する可能性がある。
- ・公平性の必要性：偏見や差別を避けるために、AIシステムの結果には人間の判断が必要。
- ・多様性の尊重：人種、性別、国籍、年齢、政治的信念、宗教などの多様な背景を持つ個人や集団を尊重することが重要。

### ⑤透明性の確保、関係者への説明責任

- ・AIサービスの利用目的の明確化：生成AIサービスの利用目的を明確化し、関係者に情報提供を行う。
- ・関係者への情報提供：教職員、児童生徒、保護者等への説明の機会や問合せ窓口を設ける。
- ・地域や学校の実態への配慮：各地域や学校の実態を踏まえ、必要に応じて対応を行う。

## 【学校で（生徒が）生成A Iを利用する際のチェックリスト】

- ☐ 教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認すること。
- ☐ 児童生徒の発達段階や情報活用能力の育成状況に十分留意すること。
- ☐ 生成AIの性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめる、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような使い方等に関する学習を実施すること。
- ☐ プロンプトに氏名や個人情報を入力しないよう指導すること。
- ☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう指導すること。
- ☐ 生成AIによる生成物をそのまま自己の成果物として使用することは自分のためにならないこと、使用方法によっては不適切又は不正な行為になることを十分に指導すること。
- ☐ 学習課題に生成AIの回答を引用している場合、出典・引用を記載することを指導すること。
- ☐ 児童生徒が学校外で生成AIを利活用する可能性も踏まえ、生成AIの不適切な利活用が行われないよう、保護者に対し周知し、理解を得ること。

### 参考資料

文部科学省「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」(Ver. 2.0)  
文部科学省「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」(Ver. 2.0)

#### 【概要】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/mext\\_02412.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/mext_02412.html)